



子供を交通事故から守ろう

～新学期を迎えて～

まもなく、子供さんの入園・入学の時期になります。これまで、家庭中心に生活してきたお子さんも、いよいよ親もとを離れて、幼稚園や小学校に入り、登下校時はおちろんのこと、帰宅してからも友だちの家を訪ねるなどして、激しい交通の渦の中に巻きこまれることとなります。そこで、子供さんが入園・入学する前に、家庭において正しい交通安全に関する基礎知識を教え、安全な生活ができるように基礎的な訓練をしておくことが最も大切です。

- と、次の三つの事故が増えていきます。
1. 飛び出しによる事故
 2. 止まっている車の直前直後の横断時の事故
 3. 路上遊び等による事故
- 幼児や児童をこのような交通事故から守るためには、親が自ら正しい交通ルールを守り、子供のりっぱな手本になるような心がけるとともに、地域ぐるみで一人ひとりの子どもの安全確保に努めなければなりません。また、登園・登校時には交通の流れも多く、子供は動揺しやすいので、次の三点について常に注意するようにしましょう。
1. 叱らない
 2. 忘れものをさせない
 3. ちこくをさせない
- 特に、始業十分前には園や学校に到着するよう習慣づけるため、今までより早めに起床させ、服装、用具などは、身軽に行動できるように心がけてやるのが大切です。
- なお、県及び市町村では、新学期を迎えるにあたって、園児及び小学校新入生を対象に、交通安全

のための鈴付きリボンと交通安全腕章を配付していますので、その活用をお願いします。

(交通安全対策課)

自動車の移転登録・抹消登録について

自動車を手放して持っていないのに自動車税がかかったり、自動車を一台中か持たないのに二台分の自動車税がかかったりなど、自動車税に関する苦情が多く聞かれます。

◎苦情の起きる原因はどこにあるのでしょうか。

自動車税は、毎年四月一日現在で県陸運事務所「登録ファイル」に登録されている所有者(割賦販売の場合は使用者)にかかりますが、このような苦情は、この「登録ファイル」の登録をそのままにしておられることによるものです。

◎苦情が起きないようにするためには、

次のような場合には、「移転登録」や「抹消登録」の手続きを直ちに県陸運事務所で行ってください

▽「移転登録」が必要な場合

- 自動車を手放した人
- 使用しなくなった車を放置している人
- 古くなった車をスクラップとして解体先などに売った人

○交通事故などにあつて使用できなくなった車をお持ちの人

また、これらの手続きを他人に依頼した方は、手続きが終了したかどうかを必ず確認するようにしてください。

なお、住所を変わった人は、県自動車税事務所へ申告すると同時に、県陸運事務所「変更登録」をされますようお願いいたします。

まもなく昭和五十七年度の自動車税が課税されますので、これらの原因が発生した方でもまだ手続きをされていない方は、三月三十一日までに必ず完了されるようお願いいたします。

自動車税についての詳しいことは、最寄りの県事務所税務課、または県自動車税事務所へお尋ねください。

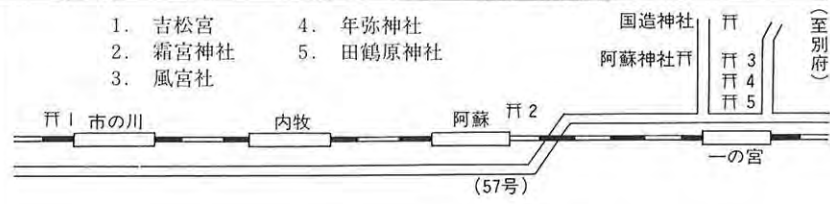
(税務課)

くまもとの文化財



阿蘇の農耕祭事

■国指定重要無形民俗文化財



- (至別府)
- 1. 吉松宮
 - 2. 霜宮神社
 - 3. 風宮社
 - 4. 年弥神社
 - 5. 田鶴原神社
- 国造神社 1km
阿蘇神社 1km
一の宮 1km

阿蘇谷は東西約十八キロ、南北六キロ、周囲六十キロの世界の火口原である。

一の宮・阿蘇町の人々は、この阿蘇谷を主要な生活の舞台とし、朝な夕なに火を噴く山を畏

敬し、古式豊かな農耕祭事をよく伝承している。

次の表は阿蘇神社関係の祭事であるが、国造神社でも同様の祭事が行われている。

期 日	祭 事	場 所	備 考
1 (旧)一月十三日	踏歌(かぶた)会	阿蘇神社	「おんだ歌」の歌い初め
2 三月初卯の日から次の卯の日まで	卯の祭り	〃	神饌献上・阿蘇古代神楽の奉納(収穫祈願)
3 右期間中の己の日から亥の日まで	田作り祭り	社家宅・阿蘇神社・吉松宮	神婚の儀・火振り行事(豊作祈願)
4 (旧)四月四日 〃 七月四日	風鎮祭	風宮社	風神の封じ込め
5 七月二十八日	御田植神幸式	阿蘇神社	神々の田めぐり
6 八月六日	柿漏流神事	田鶴原神社・阿蘇家	「おんだ歌」の歌い初め
7 八月十九日から十月十六日まで	火焚の神事	霜宮神社	乙女の火焚き(霜害防除)
8 九月二十五日	田実(たね)神事	阿蘇神社	相撲・流鏝馬(収穫感謝)

このように四季を通じて収穫祈願から、風害、霜害の防除そして収穫感謝まで一貫した祭事が行われる地域は現在殆どなく、わが国の農耕生活の推移、庶民信仰の姿をうかがうことができ

る典型的な祭事である。

写真は御田植神幸式の神輿に早苗を投げかけ、神に苗のできばえを見て貰っているところである。

(昭和五十七年一月十四日指定)